

グリーン購入ネットワーク（GPN）会則

この会則は、グリーン購入ネットワーク（以下、「本会」という）の組織、運営、本会会員の資格、地域ネットワークのあり方その他本会の維持・発展につき必要な事項について定める。

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、グリーン購入ネットワークと称する。英文では、Green Purchasing Networkと表示し、略称をGPNとする。

2 会員は前項の名称を使用してはならない。

（事務所）

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区日本橋馬喰町1丁目4番16号に置く。

（目的）

第3条 本会は、環境への負荷の小さい製品やサービスを優先的に購入するグリーン購入活動を促進し、グリーン購入に関する普及啓発事業や情報提供事業、調査研究事業などを行い、もって環境負荷の小さい製品やサービスの市場形成を促し、ひいては持続可能な社会経済の構築に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) グリーン購入に関する普及啓発及び教育研修事業
- (2) グリーン購入に関する情報の収集及び提供事業
- (3) グリーン購入に関する取り組み指針の策定事業
- (4) グリーン購入に関する調査研究事業
- (5) グリーン購入を促進する団体との協働及び支援事業

(6) 会員相互の情報交換、会員のための情報提供及び活動支援事業

(7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

（地域ネットワーク）

第5条 本会と緊密に連携を図りながら、一または二以上の都道府県もしくは市町村を主たる活動範囲として、第3条の目的に即した活動を行う団体のうち、理事会の特別決議により指定された団体を地域ネットワークとする。

2 地域ネットワークは、本会の目的のために活動しなければならない。本会の維持・発展の妨げになるような活動をしてはならない。

3 地域ネットワークは、理事会が別に定める覚書を本会との間で締結するとともに、地域ネットワーク運営規程を遵守しなければならない。

4 本会と地域ネットワークは、理事会の特別決議を経て、前項の覚書を合意解約することができる。

5 地域ネットワークが第2項の規定に反したとき、または、その活動に照らし地域ネットワークに相応しくないと認められるときは、理事会は特別決議により、当該地域ネットワークにかかる第1項の指定を取り消すことができる。

6 前項の場合には、第10条第2項の規定を準用する。

7 過去に地域ネットワークであった団体（実質的に当該地域ネットワークと同一の団体と認められる場合を含む）は、本会の会員となることができない。

8 地域ネットワークの業務運営に必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第2章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は、次条の規定により入会の承認を得た団体または法人とする。

(入会)

第7条 本会への入会を希望する者は、理事会の定める手続により入会を申請するものとし、理事会の定めに基づき承認されたときは、本会に入会できるものとする。

2 理事会は、前項の入会申込者が、第3条に定める本会の目的に賛同し、自らグリーン購入に取り組む団体または法人であり、第4条に定める事業に協力できると認めるときは、入会を承認し、入会申込者に対しこれを通知するものとする。

3 入会申込者につき、前項の規定に照らし、明らかに入会が認められない場合、会長は入会申請を拒否し、次に行われる理事会でその旨を報告することができる。

(入会申請拒否)

第7条の2 理事会は、入会申込者が、第5条第7項の団体に該当する場合、過去または現在において第10条第1項いずれかの事由に該当し、またはそのおそれがある場合、その他正当な理由があるときは、前条の入会申請を拒否することができる。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、入会金及び毎年の会費を納入しなければならない。

2 入会金・会費の額、支払方法は、理事会の議決を経て別に定める。

(会員資格の更新)

第8条の2 会員は毎年5月末日までに、前条に定める当該年度会費を支払うことで、会員資格を自動的に更新することができる。

2 地域ネットワークは、当該地域ネットワークに所属する会員について、前項の支払時期を、別に定めることができる。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、本会を退会することができる。

2 理事会は、会員が次の各号の一に該当するときは、議決により、退会したものとみなすことができる。

(1) 当該会員が破産または解散したとき

(2) 当該会員が第8条に定める入会金又は会費の支払義務を履行しなかったとき

(除名等)

第10条 理事会は、会員が次のいずれかに該当するときは、議決により、除名、会員資格の停止、会員資格の更新拒絶、または退会勧告をすること（以下「除名等」という。）ができる。

(1) 当該会員が本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき

(2) 当該会員が反社会勢力と関わりがあると認められるとき

(3) 本会の名称と誤認混同を生じさせる名称を利用したとき、その他本会の目的遂行、組織の維持発展に支障があると認められるとき

(4) この会則または規則に違反したとき

2 前項の規定により会員を除名等にしようとする場合は、当該会員に対し、前項の議決をする前に、代表理事会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前2条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事30人以上60人以内
 - (2) 監事2人
- 2 理事のうち4人以上15人以内を代表理事とする。
 - 3 代表理事のうち1人を会長とする。
 - 4 代表理事のうち、会長の委嘱にもとづき、副会長を置くことができる。
 - 5 代表理事のうち1人を専務理事とすることができる。

(選任等)

- 第13条 理事は、会員、アドバイザー及び理事の推薦のあった者から、理事会で選任する。
- 2 会長、代表理事、専務理事は、理事会において理事の互選により定める。
 - 3 監事は、理事会で選任する。
 - 4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総轄する。
- 2 副会長は会長を補佐する。
 - 3 代表理事は、代表理事会を構成するとともに、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が職を辞したときは、代表理事の互選により、いずれかがその職務を代行し、すみやかに次の会長を選出する。
 - 4 専務理事は、事務局の執行業務を総括するとともに、会長を補佐する。
 - 5 理事は、理事会を構成し、この会則の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
 - 6 監事は、理事の業務執行の状況、及び本会の財産の状況を監査する。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定に関わらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。

(名誉会長)

第16条 削除

(アドバイザー)

- 第17条 本会にアドバイザーを置くことができる。
- 2 アドバイザーは、グリーン購入に関わる専門的な知識・経験を持つ者から、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
 - 3 アドバイザーは、本会の運営に関して、会長の諮問に応じ、代表理事会や理事会において意見を述べるることができる。
 - 4 アドバイザーは、会員と同じ資格で本会の活動に参加することができる。
 - 5 アドバイザーの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第18条 削除

(解任)

- 第19条 役員が次の各号の一に該当する場合は、理事総数の3分の2以上が出席した理事会において、出席した理事の3分の2以上を得て、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 前項の規定により解任しようとする場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 会議

(会議の種別)

第20条 本会の会議は、理事会及び代表理事会とする。

(会議の構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。
2 代表理事会は、代表理事をもって構成する。
3 監事は、理事会及び代表理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

第22条 理事会は、次の事項を議決する。
(1) 事業計画及び予算ならびにその変更
(2) 事業報告及び決算
(3) 役員を選任、解任、報酬、職務
(4) 会則の変更
(5) 合併
(6) 解散
(7) その他本会の運営に関する必要な事項
2 理事会で議決した事項のうち、重要なものについては、会長が会員に報告する。
3 代表理事会は、理事会が代表理事会に付すべき事項として議決したことを議決する。

(会議の開催)

第23条 理事会は、原則として毎年4回以上開催する。
2 代表理事会は代表理事の1人以上が必要と認めた場合に開催する。

(招集)

第24条 理事会及び代表理事会は、会長が招集する。

(会議の運営方法)

第25条 理事会及び代表理事会の運営方法は、この会則に定めるほか、別に定める規則による。

(定足数)

第26条 理事会は、総数の2分の1以上出席した場合に成立することとする。

(議決)

第27条 理事会及び代表理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
2 理事会及び代表理事会の議長は、会長とする。
3 理事は、第1項における議決権の行使を、理事会の定めるところにより、委任状の提出により行うことができる。

第27条の2 本会則に定める特別決議事項は、総理事の3分の2以上が出席し、かつ、出席理事の議決権の3分の2以上で決する。
2 前項の場合には、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、その会議終了後速やかに、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 会議の日時及び場所
(2) 構成員の現在数、会議に出席した構成員の数、理事の氏名
(3) 議決事項
(4) 議事の経過の概要
2 議事録には、会長が署名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
(1) 入会金及び会費
(2) 事業に伴う収益
(3) 寄付金品

(4) 資産から生じる収益

(5) その他の収益

(資産の管理)

第30条 本会の資産は会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第31条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第32条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、当該事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 当該事業年度中の事業計画及び収支予算の変更は、理事会の議決による。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告書及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認をうけなければならない。

第6章 会則の変更、解散等

(会則の変更)

第35条 この会則を変更するときは、理事総数の3分の2以上が出席した理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決を経なければならない。

(解散)

第36条 本会は、次に掲げる事由により解散す

る。

(1) 理事会の決議

(2) 合併

(3) 破産手続開始の決定

2 前項第1号の規定にもとづき解散する場合は、理事の3分の2以上の議決を経なければならない。

3 本会が解散したときは、会長が清算人となる。

(合併)

第37条 本会が合併する場合は、理事の3分の2以上の議決を経なければならない。

(残余財産の帰属先)

第38条 本会が解散の際に有する残余財産は、理事会において出席した理事の半数以上の議決をもって選定された公益法人に譲渡するものとする。

第7章 雑則

(委員会)

第39条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て、委員会を設けることができる。

2 委員会は、事業・活動の企画実施機関として理事会で決定した事業や活動を具体化し実施運営する。

3 委員会は、事業の進捗について、理事会・代表理事会に報告する。

4 委員会は、理事会において選任された理事及び会員で構成され、委員会の委員長は代表理事とする。

(事務局)

第40条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長及び専務理事の命を受け、

事務局を統括する。

- 4 事務局長は、会長が理事会の承認を得て、任免する。
- 5 事務局長は、理事を兼務することができる。
- 6 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(実施規則)

第41条 この会則の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成8年2月2日から施行する。
- 2 本会の設立当初の理事は、設立発起団体・発起人会において推薦する者をもって構成するものとし、その任期は第13条の規定に関わらず、平成10年3月31日までとする。
- 3 平成9年3月31日までは、会員からの運営費用の徴集は行わない。会員からの通信費等の実費徴集が必要になった場合は、理事会で検討して決めることとする。
- 4 この会則の変更は、平成14年3月19日から施行する。
- 5 この会則の変更は、平成16年7月23日から施行する。
- 6 この会則の変更は、平成18年3月27日から施行する。
- 7 この会則の変更は、平成19年7月1日から施行する。
- 8 この会則の変更は、平成20年3月26日から施行する。
- 9 この会則の変更は、平成20年4月25日から施行する。
- 10 この会則の変更は、平成21年6月1日から施行する。
- 11 この会則の変更は、平成21年9月28日から施行する。
- 12 この会則の変更は、平成24年3月27日から施行する。第8期理事については第9期理事

が決定するまでの間、任期を務める。

- 13 この会則の変更は、平成25年1月29日から施行する。
- 14 この会則の変更は、平成27年8月21日から施行する。
- 15 この会則の変更は、平成28年4月1日から施行する。
- 16 この会則の変更は、平成31年1月1日から施行する。

附則（平成三〇年十二月十七日改定）

- 1 北海道グリーン購入ネットワーク、みやぎグリーン購入ネットワーク、埼玉グリーン購入ネットワーク、横浜グリーン購入ネットワーク、大阪グリーン購入ネットワーク、九州グリーン購入ネットワークについては第5条第1項の指定を受けた地域ネットワークとする。